

太宰府西中学校 校則

令和4年10月11日より施行

校則は学校が安心・安全な場所であるために定めるものである。生徒自らが考え、選択することで、自己指導能力を高めることを目的とする。学習に適した環境を維持し、経済的な面も含めて公平・公正なものとする。様々な個性や、男女の性についても考慮するとともに、入試や中体連、就職時の面接等の場面で適切であることを原則とする。

所持品について

- 学習に関係のない用具は、学校に持ってこない。
- 生徒手帳は常に所持しておく。
- リップクリーム、制汗剤は無香料・無色のものとし、ごみは持ち帰る。(スプレータイプは禁止。)

服装について

全体共通事項

- 服装は学校規定の制服または市指定の標準服とする。
- スカートの長さは、膝が隠れる長さとする。

肌着・靴下

- 肌着の色は、華美でないものとする。学業の妨げになるようなものは控える。
- 靴下は、運動に適したものとする。(ルーズソックス不可)
- 靴下の色は、華美でないものとする。

靴について

- 下靴の色は、白・黒・紺・灰とし、体育の授業で使用できるものとする。
- ミドルカット・ハイカット・装飾のついたものは禁止とする。
- ひも付きか、マジックテープのものとする。

冬場の服装（防寒着・防寒具）

- 制服の下に着るベストやセーターの色は、華美でないものとする。校内では、体調に合わせて着脱し、そのみで過ごす場合は名札を着用する。但し、旧制服に関しては、トレーナー（華美でないもの）も許可する。名札は着用しなくてよい。
- タイツ・ストッキングは、白・黒・紺・灰・ベージュとする。
- 手袋・マフラー・ネックウォーマーは昇降口で着脱する。
- 防寒着・防寒具の着用については、気候に合わせて各家庭で判断する。

頭髪・眉等について

- 清潔な髪型で、勉強や運動の妨げにならないようにする。
 - ・前髪は、目にかからない程度の長さとし、かかる場合は、ヘアピン・かっちゃんピン等を使用する。
 - ・後ろ髪は肩につかないようにし、肩より長い場合はゴムで結ぶ。
- ※ヘアピン、かっちゃんピン、ゴムは飾りがなく、色も華美でない物
 - ・リボン、髪飾りは使用しない。
- 奇抜な髪型や剃り込みなどは行わないようにする。
- 結び目は、体操帽子が被れるようにする。
- 整髪料は使用しない。
- パーマ、染色、脱色、そりこみ、眉そり、眉抜き、ピアスなど、必要以上の細工は禁止とする。
- ※個人のコンプレックスにつながる部分は相談すること。

今後も、学校生活がより良いものとなるように、校則検討委員会は継続していきます。